

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

SOCIAL ENERGY 電気供給約款（低圧）変更に関するお知らせ

拝啓 平素は株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）が提供する SOCIAL ENERGY をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度当社では、電気供給約款（低圧）を一部変更することといたしましたのでご案内申し上げます。毎月の電気料金に影響が出る場合がございますので、必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新約款の適用日

2023年3月1日

（2023年4月分の電気料金より適用）

2. 変更内容

(1) 燃料費調整（燃料費調整額）から電源調達調整費への変更

長引く燃料高騰や経済産業省の有識者含めた会議での議論内容・見解を踏まえ、コストの変動を迅速かつ適切に反映する仕組みとして、従来の燃調費調整額から電源調達調整費に2023年4月分の電気料金より変更いたします。

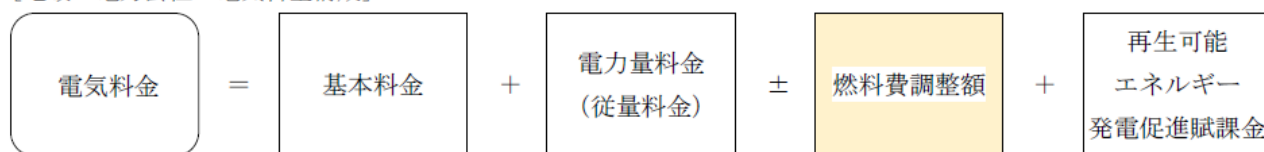
※詳細は、約款をご参照ください。

< 新たな電源調達調整費の内容 >

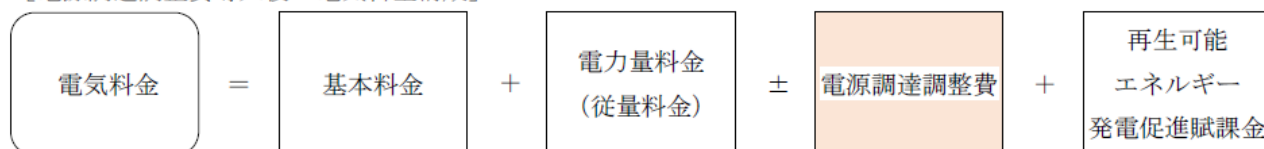
従来の燃料費調整額に代わり、当社の電源調達にかかる費用を適切に反映する仕組みに変更いたします。なお、燃料費調整額同様に電源調達調整費によって、お客さまへの電気料金を加算・減算いたします。

電源調達調整費の詳細について <https://www.enetsystems.co.jp/adjustmentcost/>

[地域の電力会社の電気料金構成]



[電源調達調整費導入後の電気料金構成]



< 電源調達調整費の算出について >

電源調達調整費 = 卸電力取引市場調達単価 + 固定電源調達単価 + 調整項 - 基準単価

※電源調達調整費の算定諸元については、約款別紙2をご参照ください。

※電源調達調整費は毎月見直しを実施し、当該月の前月末までに当社ホームページに掲載いたします。

(2) 料金単価の変更

新たな託送料金制度（託送レベニューキャップ制度）の導入にともない、託送料金の見直しが予定されております。各一般送配電事業者の託送料金に変更された場合には、当該変更に応じて、当社がお客様からお支払いいただく託送料金相当額も変更されるため、その分料金は増減されることとなります。その旨、約款第12条（電灯需要）、(1) および (2) の二（料金）、第13条（電力需要）、(1)、二（料金）の記載について変更しております。

※詳細は、約款をご参照ください。

3. 変更後の電気需給約款

https://www.enetsystems.co.jp/img/index/SOCIAL_ENERGY_yakkan.pdf

4. 本件に関するお問い合わせ先

株式会社イーネットワークシステムズ コールセンター（SOCIAL ENERGY 運営元）

0120-49-1710 受付時間 10:00～18:00（平日）

今後も皆さまのご期待にお応えできますようサービス向上に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上